



オアシス 生命共済制度

平成23年度
平成23年
4月～

災害割増特約付福祉団体定期保険+見舞金制度

〈特長〉

1. 24時間保障 工作中・仕事外問わず!
2. 掛金が割安 割安な掛金で大きな安心を職場に!
3. 無診査 簡単な加入手続き!
4. 配当金 1年毎に収支を計算し剰余金が生じた場合は、配当金として還付!

役員・従業員の災害(ケガ)による通院や入院の保障や、万が一のときのために

〔I型〕掛金 900円/月額

15～64歳までの役員・従業員の方が加入できます。
掛金は性別・年齢問わず一律 (I型・・・1ヵ月900円)

災害(ケガ)の
通院見舞金

(見舞金制度)

1日につき1,500円

災害(ケガ)の
入院見舞金

(見舞金制度)

2日～10日まで 20,000円
 11日～30日まで 50,000円
 31日以上 100,000円

万が一、
ご不幸があった場合

(I型の場合)

病気死亡100万円
 災害死亡200万円
 *II型・III型・IV型は、それぞれ
 2倍・3倍・4倍の保障となります。



取扱窓口

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料・保険期間等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。
※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。



社団法人 日本自動車整備振興会連合会

〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー17F TEL 03-3404-6141(代) FAX 03-3404-6478
<http://www.jaspa.or.jp>

(取扱募集代理店・見舞金制度運営)

財団法人 全国中小企業共済財団

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 TEL 03-3264-1511(代) FAX 03-3239-1978
<http://www.zenkyosai.or.jp>

(引受保険会社)

アクサ生命保険株式会社



給付内容

加入者が下記の給付事由に該当した場合、下表の共済金（保険金・給付金）、見舞金をお支払いいたします。

給付金の名称・給付事由	I 型	II 型	III 型	IV 型
①一般死亡・高度障害共済金 (福祉団体定期保険 死亡保険金・高度障害保険金) 死亡・所定の高度障害状態になったとき	100万円	200万円	300万円	400万円
②災害死亡・災害高度障害共済金 (福祉団体定期保険 災害保険金+死亡保険金) 災害高度障害保険金+高度障害保険金 災害で死亡・所定の高度障害状態となったとき (所定の感染症を含む)	200万円	400万円	600万円	800万円
③ 災害入院見舞金 (見舞金制度) 災害で継続して2日以上入院したとき	2日～10日まで		20,000円	
	11日～30日まで		50,000円	
	31日以上		100,000円	
④ 災害通院見舞金 (見舞金制度) 災害で延べ5日以上通院したとき (60日分限度。初日分から給付)	1日につき 1,500円			

(注) ③災害入院見舞金と④災害通院見舞金の給付については、1事故につき合算して10万円が限度となります。

月 額 掛 金 (内は3ヵ月分掛金)	900円 (2,700円)	1,600円 (4,800円)	2,300円 (6,900円)	3,000円 (9,000円)
-----------------------	------------------	--------------------	--------------------	--------------------

- ・本制度に一定期間継続加入し、満了(70歳)により加入資格を失った場合、祝金を贈ります。
 - ・本制度から脱退されても、それに伴う払戻金等はありません。
 - ・本制度は災害割増特約付福祉団体定期保険および全共済の見舞金制度で構成されています。詳細は「保障の内訳について」をご参照ください。
 - ・上表の「所定の高度障害状態」はP3の「保険金の名称と支払事由について」の【高度障害について】の状態をいいます。
- (注) 詳しい給付に関する内容はP3～4をご覧ください。

・月額掛金には見舞金部分の見舞金掛金200円が含まれています。

★保険金・給付金のお受取りには所定の要件があります。お申込みにあたってはP5～6「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。

保障の内訳について

当該制度は生命保険である「災害割増特約付福祉団体定期保険」と全共済が実施する「見舞金制度」で構成されています。なお、その保障の内訳は以下の通りとなっています。「見舞金制度」の運営は全共済の見舞金制度規約に基づいての取り扱いとなります。

共済金名称	生命保険での名称	福祉団体定期保険				見舞金制度
		I型	II型	III型	IV型	
①一般死亡・高度障害共済金	死亡保険金・高度障害保険金	100万円	200万円	300万円	400万円	—
②災害死亡・災害高度障害共済金	災害保険金+死亡保険金 災害高度障害保険金+高度障害保険金	200万円	400万円	600万円	800万円	—
③災害入院見舞金	—	—				2日～10日まで 20,000円 11日～30日まで 50,000円 31日以上 100,000円
④災害通院見舞金	—	—				1日につき 1,500円

お取扱いについて

詳しくは窓口団体ご担当者にご確認ください。

☆■加入資格

日整連加盟の各振興会・商工組合の会員事業所に働く経営者および従業員（経営者の家族で業務に従事する方を含む）のうち、申込日（告知日）現在、正常に就業している加入日（効力発生日）時点において満15歳から満64歳までの方で加入することに同意した方とします。加入後は満70歳を迎えた年度の3月31日まで継続できますが満65歳以上の加入者は、増額できないものとします。

新規加入または増額を申し込まれる方は、申込日（告知日）現在、正常に就業されている方に限ります。下記の【告知事項】をご確認いただき、新規加入または増額を申し込まれる方ごとに、加入申込書兼告知書の「告知欄」の該当項目に○をつける方法で告知してください。

【告知事項】

- ① 申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで手術を受けたこと、または継続して14日以上入院をしたことがありますか。
- ② 申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血、脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

※「告知」については、別添「重要事項説明書〈注意喚起情報〉」を必ずお読みのうえ、その意義や重要性をご確認ください。

「正常に就業している方」

- ※ 加入（増額）申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。
 - ・ 傷病により公休・休暇等で欠勤している方
 - ・ 健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方（「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限等）

■共済（保険）期間

共済（保険）期間は1年間

共済（保険）期間は1年間（平成23年4月1日～平成24年3月31日）で毎年自動更新されます。期間の途中でのご加入の場合には、平成24年3月31日までの保障となり、以後、毎年自動更新となります。

☆■受取人

- 死亡に関わる共済金……………加入者の遺族
- 高度障害・入院・通院に関わる共済金、見舞金……………加入者本人
- 死亡に関わる共済金（福祉団体定期保険の死亡保険金・災害保険金）の受取人は加入者（被保険者）の遺族とします。遺族とは労働基準法施行規則第42条～45条に定める遺族補償の順位【配偶者、子、養父母、実父母…の順位】で指定されたものと同順位となります。
- 高度障害・入院・通院（高度障害保険金・災害高度障害保険金と全共済の見舞金制度）に関わる共済金、見舞金（保険金・給付金）の受取人は加入者本人となります。（ただし、請求事由が発生した後に本人が死亡した場合には上記の死亡に関わる共済金と同様に扱います。）
- 共済金（保険金・給付金）のご請求に際しては遺族・加入者の了解が必要です。

■契約者配当金

毎年度末に収支を計算し、剰余金が生じた場合は配当金（契約者配当金）を還付します。（福祉団体定期保険+見舞金制度部分）

■掛金負担者

会員（事業主）負担となります。

■税法上の取扱

- 法人が役員、従業員を加入者としての掛金を負担した場合は、全額損金に算入できます。（法基通9-3-5）（所基通36-31の2）
 - 個人事業主が従業員を加入者として掛金を負担した場合は、必要経費に算入できます。（直審3-8）（所基通36-31の2）（平成22年8月における税制にもとづきます。）
- ※なお、将来新たな通達等が発出された場合には異なった取扱となる場合があります。経理処理については各所管の税務署にご確認ください。

手続方法

■加入申込

新規の申込は加入申込書（5枚複写）に必要事項を記入捺印し、「預金口座振替申込書」（新規申込時）を添えて取扱窓口までご提出ください。

■加入日（効力発生日）・申込締切日

加入日（効力発生日）は取扱窓口が定める3ヵ月ごと年4回各月の1日です。

申込締切日は初回掛金（3ヵ月分）を現金で納付する場合は加入日（効力発生日）の前月20日、初回掛金を口座振替する場合は、加入日（効力発生日）の4ヵ月前の20日となります。

（例）10月1日加入の場合

現金納付→申込締切日は9月20日

口座振替→申込締切日は6月20日

各取扱窓口ごとに異なりますので詳しくは右記をご参照ください。

■掛金の払込

初回掛金（3ヵ月分）は現金での納付もしくは加入日（効力発生日）の前月22日に指定した金融機関の口座から振替収納となります。（2回目以降は3ヵ月ごと年4回の振替となります。）

■脱退の届出

本制度を脱退するときは、取扱窓口へ届け出てください。

■共済金（保険金・給付金等）の請求

共済金（保険金・給付金等）・見舞金の請求事由が発生したときは速やかに取扱窓口へ届け出てください。

申込締切日と加入日（効力発生日）について

取扱窓口ごとに締切日と加入日（効力発生日）は異なります。

取扱窓口	加入日 (効力発生日)	締切日 (初回掛金を現金納付)	締切日 (初回掛金から口振)
札幌、函館、帯広、旭川、福島、岩手、青森、山形、秋田、東京、神奈川、茨城、岐阜、富山、京都、兵庫、奈良、広島、島根、岡山、佐賀、熊本、大島	H23年 4/1	H23年 3/20	H22年 12/20
	7/1	6/20	H23年 3/20
	10/1	9/20	6/20
北見、宮城、新潟、群馬、栃木、山梨、愛知、福井、大阪、滋賀、和歌山、鳥取、山口、徳島、愛媛、福岡、長崎、大分、鹿児島	H24年 1/1	12/20	9/20
	H23年 5/1	H23年 4/20	H23年 1/20
	8/1	7/20	4/20
室蘭、釧路、長野、埼玉、千葉、静岡、三重、石川、大阪、香川、高知、宮崎、沖縄	11/1	10/20	7/20
	H24年 2/1	H24年 1/20	10/20
	H23年 6/1	H23年 5/20	H23年 2/20
	9/1	8/20	5/20
	12/1	11/20	8/20
	H24年 3/1	H24年 2/20	11/20

詳しくは取扱窓口ご担当者にご確認ください。

保険金の名称と支払事由について

【福祉団体定期保険部分について】

◆災害死亡共済金

保険期間中に発生した不慮の事故が直接の原因でその事故の日から180日以内に亡くなられたときおよび所定の感染症で亡くなられたときにお支払いいたします。

◆災害高度障害共済金

保険期間中に発生した不慮の事故が直接の原因でその事故の日から180日以内に所定の高度障害状態になられたときおよび所定の感染症で所定の高度障害状態になられたときにお支払いいたします。なお、この「災害高度障害保険金」が支払われた場合には、この保険契約のその加入者（被保険者）に対する部分は高度障害状態になられたときに消滅したものと取り扱います。

◆一般死亡共済金

保険期間中に亡くなられたときにお支払いいたします。

◆一般高度障害共済金

保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いいたします。なお、この「高度障害保険金」が支払われた場合には、この保険契約のその加入者（被保険者）に対する部分は高度障害状態になられたときに消滅したものと取り扱います。

【高度障害について】

①両眼の視力を全く永久に失ったもの ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

【共済金（保険金）が支払われない主な場合】

加入者（被保険者）が下記の事項に該当した場合は給付の対象となりません。

◆死亡・高度障害保険金

- ①加入者（被保険者）が加入日から1年以内に自殺したとき
- ②保険契約者・共済金（保険金）受取人の故意によるとき
- ③加入者（被保険者）の故意により高度障害となったとき
- ④戦争、その他の変乱によるとき
- ⑤加入の際、保険契約者または加入者（被保険者）が故意または重大な過失により事実を告げなかったり、不実のことを告げたとき

◆災害・災害高度障害保険金

- ①保険契約者または加入者（被保険者）の故意または重大な過失によるとき
- ②災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき（ただし、災害保険金についてのみ）
- ③被保険者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故および被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるときまたは加入者（被保険者）が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ④地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

注) 上記は増額の際にも適用されます。増額された場合の増額部分については上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。

* 詐欺行為や保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合には、その被保険者の加入・更新は取消または無効となり、保険金などのお支払いはできません。

【見舞金制度部分について】

◆災害入院見舞金

加入者が所定の不慮の事故を原因として、その事故の日から180日以内に2日以上継続して入院したときに入院日数に応じて見舞金をお支払いいたします。

◆災害通院見舞金

加入者が所定の不慮の事故を原因として、その事故の日から180日以内に延べ5日以上通院したときに通院見舞金日額×通院日数分をお支払いいたします。ただし、事故の日から180日経過した後の通院は支払いの対象となりません。（1通院60日分限度）

■制度の運営方法

【制度の運営方法】

本制度は、日整連、日整連加盟の各振興会・商工組合（以下、団体）と全共済が提携して実施しておりますが、その運営方法は下記の通りです。ご加入の際には、パンフレットの記載事項の内容（特に☆印事項）をご確認ください。また、ご加入の共済金額は加入申込書記載の金額です。全共済加盟団体の総意にもとづき、全共済が引受生命保険会社と福祉団体定期保険（災害割増特約付）契約を締結します。日整連は全共済と見舞金制度に関する協約を締結します。本制度では加入者（被保険者）を団体加盟の会員事業所の役員・従業員、掛金負担者を団体加盟の会員（事業主）とし、見舞金制度は団体加盟の会員（事業主）を共済契約者とします。共済（保険）期間は1年で運営されます。

【制度にご加入・ご継続できない場合について】

本制度は福祉団体定期保険の契約に全共済が実施する見舞金制度をセットして運営するものです。いずれか一方の保険の加入資格がなかったり、加入資格を失ったり、消滅・解除・失効された場合には本制度へのご加入・ご継続はできません。

【福祉団体定期保険・見舞金制度の個人情報の取扱いについて】

本制度の運営にあたっては、団体・全共済は加入対象者（被保険者・共済加入者）およびその雇用主の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等。以下、「個人情報」）を取扱い、全共済が保険契約を締結している引受生命保険会社へ提出いたします。団体・全共済は本制度の運営において入手する個人情報を当該制度の事務手続きおよびその他共済制度（団体・全共済の取扱う他の共済制度を含む）に関連・付随する業務のために利用し、また、全共済は団体および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。引受生命保険会社および全共済は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・共済金・見舞金・給付金等の支払、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体・全共済および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体・全共済および引受生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。団体定期保険部分の引受生命保険会社は、今後、複数の保険会社で引受ける共同取扱方式に変更されたり、引受生命保険会社そのものを変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。この個人情報取扱いに関するご案内に関しまして同意いただけない場合は、加入不同意として取扱わせていただきますのでご了承ください。なお、全共済ならびに引受生命保険会社は個人情報の取扱い方針等について、インターネットホームページ等で公表しています。

一般死亡・高度障害共済金、災害死亡・災害高度障害共済金請求書類

共済金の請求に際しては下記の必要書類をご提出ください。

（1）一般死亡請求

- ※・共済金請求書
- ※・死亡証明書
- ・除籍謄本
- ・印鑑証明書
- ・戸籍謄本

（2）災害死亡請求

- ※・共済金請求書
- ※・死亡証明書
- ・除籍謄本
- ・印鑑証明書
- ・戸籍謄本
- ※・事故状況報告書（交通事故以外の場合）
- ・事故状況報告書および交通事故証明書（交通事故の場合）
- ・労災保険支払決定通知書（写）または※業務災害死亡被災証明書（労災事故の場合）

（3）一般高度障害（災害高度障害）請求

- ※・共済金請求書
- ※・障害診断書
- ・戸籍謄本
- ・印鑑証明書
- ※・事故状況報告書（交通事故以外の災害の場合）
- ・事故状況報告書および交通事故証明書（交通事故の場合）
- ・労災保険支払決定通知書（写）または※業務災害死亡被災証明書（労災事故の場合のみ）

（注）※印は所定の用紙をご使用ください。

災害通院見舞金・災害入院見舞金請求書類

見舞金の請求に際しては下記の必要書類をご提出ください。

（1）災害入院見舞金請求

- ※・共済金請求書（受取人の印鑑は認印可）
- ※・事故状況報告書
- ・事故状況報告書および交通事故証明書（交通事故の場合）
（入院期間が31日以上の場合）
- ※・診断書
（入院期間が30日以下の場合）
- ※・『入院状況報告書兼事実確認承諾書』および『医療機関発行の領収証（写）』

（2）災害通院見舞金請求

- ※・共済金請求書（受取人の印鑑は認印可）
- ※・事故状況報告書（交通事故以外の場合）
- ・事故状況報告書および交通事故証明書（交通事故の場合）
（通院期間が34日以上の場合）
- ※・診断書
（通院期間が33日以下の場合）
- ※・『通院状況報告書兼事実確認承諾書』および『医療機関発行の領収証（写）』

（注）※印は所定の用紙をご使用ください。

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

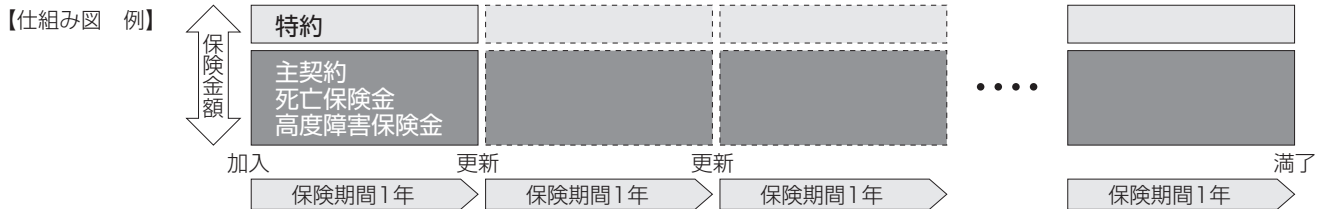
本書面および「パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料などがお客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。お申込みください。

この【重要事項説明書】は、福祉団体定期保険の契約内容について特にご確認いただきたい事項〈契約概要〉と、お申込みに際して特にご注意いただきたい事項〈注意喚起情報〉を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。「保険金などをお支払いできない場合について」などお客様にとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また、既契約の解約などを前提とした新たなお申込みをされる場合、お客様に不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。具体的な制度内容については併せてP1～P4をご覧ください。ご不明な点等は所属団体またはアクサ生命に照会してください。

〈契約概要〉

※各団体の制度内容により保険金額の設定や付加される特約、保険料の取扱、満了年齢などが異なります。詳細は必ずP1～P4を参照してご確認ください。

- 商品の名称 福祉団体定期保険
- 商品の仕組み 団体の役員・従業員、会員事業所の事業主・従業員の死亡等の保障を確保するために団体を契約者として運営する団体保険商品です。



- 保険期間 保険期間は各団体毎に取り決めた更新日から1年間です。更新日に特段のお申出がない場合には、自動更新となり各契約にて取り決めた更新限度の年齢まで更新することができます。
- 主な保険金等の支払事由 死亡保険金……保険期間中に被保険者が死亡されたとき。
高度障害保険金……保険期間中に被保険者が加入（増額）日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態に該当されたとき。
※高度障害保険金が支払われた場合にはその被保険者についての保障は消滅し、その後の保険金のお支払いはいたしません。
- 加入資格 加入資格は各団体毎に取り決めています。詳細はP2を参照してください。
※退職・退会等により加入資格を喪失した場合は、制度から脱退していただきます。
- 保険料について 保険料は毎年の更新時に被保険者の年齢構成・加入状況によって各団体毎に算出します。お支払方法・経路等も各団体毎に取り決めていますので詳細はP1を参照してください。
- 配当金について この商品は毎年の更新後に各団体毎に前保険期間の収支計算を行い、剰余金が生じた場合は契約者宛に配当金をお支払いします。
- 返戻金など この商品には被保険者の中途脱退による払戻金はありません。

【引受保険会社について】

この保険契約の引受会社はP6に記載してあります。この保険契約が共同取扱契約である場合、アクサ生命保険株式会社を事務幹事会社とし、各引受生命保険会社は各被保険者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、引受会社および引受割合は変更することがあります。

*共同取扱契約とは、複数の保険会社が共同して引受ける契約をいいます。

アクサ生命保険株式会社(本社) 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL03-6737-7777(代表)

ホームページ <http://www.axa.co.jp/life/>

【当制度に関する相談・苦情窓口について】

当制度に関する手続きやご相談は、所属団体へお問い合わせいただくか、P11記載の保険会社営業店へご連絡ください。

当制度に関する苦情は、所属団体・保険会社営業店もしくはアクサ生命お客様相談室(TEL:0120-030-775 受付時間:9:00～17:00、土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く)へご連絡ください。

【生命保険相談所について】

(社)生命保険協会「生命保険相談所」では電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険協会ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>

また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1カ月を経過しても、契約者等と保険会社との間で解決がつかない場合には、苦情・紛争処理のための公正な機関として生命保険相談所内に裁定審査会を設け契約者等の正当な利益の保護を図っております。

<注意喚起情報>

■お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

この商品は団体を契約者とする団体保険契約であり被保険者となる方の加入申し込みにはクーリング・オフの適用はありません。

■告知の義務について

- 告知は、ご契約をお引き受けするかどうかを決める重要な事項です。告知していただく内容が事実と違っていた場合には、ご契約が解除されたり、保険金などの支払を受けられないことがあります。
※告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金などをお支払できないことがあります。（告知義務違反による解除の対象となる1年経過後にもご契約の取消しとなります。）
- 当社の取扱者へ口頭でお話されただけでは告知をしていただいたことになりません。必ず被保険者ご自身が「告知事項」を確認のうえ、お申込みください。（取扱者・募集人には告知受領権はありません。）
- 当社の社員または当社で委託した確認担当者が、保険金などのご請求の際、ご契約のお申込内容または治療の経過・内容、障害の状況、事故の状況などについて事実確認させていただく場合があります。

●新規加入または増額を申し込まれる方は、申込日（告知日）現在、〈ご本人〉の場合は、正常に就業している方、〈配偶者・お子様〉の場合は、正常な日常生活を送っている方に限ります。次の留意事項を必ずお読みのうえ、加入（保険金額変更）申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。

過去1年以内の健康状態	告知事項	①加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気やけがで手術を受けたこと、または継続して14日以上以上の入院をしたことがありますか。
	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡（ファイバースコープ）・カテーテル・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●「継続して14日以上以上の入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
	告知事項	②加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
	留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。（実際の診療日数ではありません。） ●「治療」には診察、検査および食事療法・運動療法も含まれます。

別表

心臓病（心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症）、高血圧症、脳卒中（脳出血、脳こうそく・くも膜下出血）、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病（肝炎・肝硬変）、腎臓病（腎炎・ネフローゼ・腎不全）、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

■保険金などをお支払できない場合について

次のような場合には保険金などをお支払できない場合がありますので特にご注意ください。

1. 免責事由に該当する場合

- ・効力発生日から1年以内の被保険者の自殺
- ・保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意によるとき
- ・戦争その他の変乱によるとき

2. 効力発生日前の疾病や不慮の事故を原因とする場合

3. 告知義務違反の場合

契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

4. 重大事由解除の場合

保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその被保険者の部分が解除された場合

5. 詐欺取消し・不法取得目的による無効の場合

契約者または被保険者による詐欺の行為により保険契約の全部またはその被保険者の部分が取消しになった場合や保険金などの不法取得目的があつて保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされた場合

■責任開始期（効力発生日）について

加入申込日（告知日）と責任開始期（効力発生日）については各団体ごとに取り決めてています。詳細はP2にて確認してください。

なお、初回保険料の払込がなかった場合は申込取消となり、効力が発生しない場合がありますのでご注意ください。

生命保険会社職員、代理店、団体の役職員には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

■保険料の払い込みについて

各団体が定めた方法により保険料を払い込んでいただきます。保険料の払込がなかった場合、最後に払い込まれた保険料の応当月末をもって脱退扱となり以降の保障がなくなる場合があります。詳細はP2にて確認してください。

■返戻金など

この商品には被保険者の中途脱退による払戻金はありません。

■保険金などのお支払いについて

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「本重要事項説明書」、「パンフレット」、当社ホームページに記載しておりますので、ご確認ください。

お客さまからのご請求に応じて、保険金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金などのお支払事由が生じた場合、すみやかに団体の担当窓口または当社の営業店にご連絡ください。

保険金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数のお支払事由に該当することがありますので、十分ご確認ください。

【引受会社の信用リスク・生命保険契約者保護機構について】

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820 [月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時]

ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

〔引受保険会社〕

アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)

→ アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/life/>

〔お問合せ先〕 〈見舞金制度運営〉

財団法人 全国中小企業共済財団

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 TEL 03-3264-1511 (業務部)

〔取扱店〕

アクサ生命保険株式会社 東京法人営業部

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7440



(財)全国中小企業共済財団《全共済》行
FAX.03-3239-1978

オアシス生命共済制度

いずれかに○を付してください。

【 1.くわしく説明が聞きたい 2.加入したい 3.その他 】

折り返し所属の取扱窓口よりご連絡申し上げます。

事業所名		認証番号	
住所			
電話番号			
ご担当者名			
その他・ご意見			

【FAX送信先】 03-3239-1978 (財)全共済 業務部

お問合せ・お申し込みは

所属の自動車整備振興会・商工組合
または、(財)全国中小企業共済財団《全共済》業務部までお願いいたします。

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12
Tel.03-3264-1511 / Fax.03-3239-1978

個人情報に関するお取り扱いについて

全共済・組合事務局は、本制度の募集業務に必要な範囲で個人情報を取り扱います。